

新宿区健康ポイント事業利用規約 新旧対照表

(新)	(旧)
前文 略 第1条～第3条 略	前文 略 第1条～第3条 略
第4条 区は、参加者が本サービスの参加条件を満たさなくなった場合、参加申込時の登録又は記載事項に虚偽があった場合、 本サービスに参加してから1年間歩数データを収集できない場合 、その他参加者として不適切と判断した場合、参加者に事前に通知することなく、その裁量により、参加者に対し本サービスの利用停止 又は参加を取消すことができるもの とします。また、 活動量計参加者については活動量計の返却を求め ることができるものとします。 2 略	第4条 区は、参加者が本サービスの参加条件を満たさなくなった場合、参加申込時の登録又は記載事項に虚偽があった場合その他参加者として不適切と判断した場合、参加者に事前に通知することなく、その裁量により、参加者に対し本サービスの利用停止及び活動量計の返却を求めることができるものとします。 2 略
第5条～第18条 略	第5条～第18条 略